

江戸中期における諸堂整備について

—学禅院日逢を中心として—

奥　野　本　洋

はじめに

学禅院日逢については、ほとんど知られていない僧侶であるが、身延山三十世日通上人の門人にして山本坊の第八世、高座石妙石坊の開基である。身延山坊跡録中、鈴木日寿上人が加筆した名僧の部の中に、学禅院日逢上人の名があり、「山本房十八世、當山において勲功あり、通師門人、備後実相寺建立、水戸妙善寺中興」とある。寺院大鑑には実相寺の開基学禅院日円、又日園とあり、日逢と日円、日園とでは名が異なるが、遷化の日が宝永元年九月十五日とあるので、まちがいがなく同一人物である。又、水戸の妙雲寺歴代には、第八世のところが空欄になっており、前後任職の遷化年代から推してそこに学禅院日逢がはいると思われる。毎日勤行時に回向をしている高座石妙石坊の開基学禅日逢なる者はいかなる僧であったのか、又高座石妙石坊には、身延山三十一世日脱の唱題十万部成就という題目碑、これは唐銅の祖師の光背として付いていたものがあり、三十二世智寂省師の花押のはいった唐銅灯籠が現存している。又身延山山内最古の祖師宮殿、これは三十三世遠沾亨師時代に本山より高座石に下げられたものが現存して

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

いることから、脱省亭三師の時代を中心に身延山諸堂の建立、再建等の様子を、遠沾亭師が残した「身延山諸堂記」によってみていきたいと思う。

昭和五十九年三月発刊の「棲神」56号に、北沢光昭氏が校注された「身延山諸堂記」等が資料紹介されているが、その資料を参照させていただき、江戸中期における諸堂建立について学禅院日逢を中心として若干の考察をすることとした。

一、通師門人

身延山久遠寺において院代がおかれたのは、「身延山史」によれば、一円脱師の時代、上人の弟子善応院日誦上人（青柳善応院開基、一円庵二世、正徳五年七月五日遷化）を以て始めとするところである。学禅院日逢は院代ではないが、山の役僧（執事）として歴代法主をたすけ、諸堂建立等に尽力したと思われる。「身延山諸堂記」によれば、三十世日通代に時の執事として学禅院日逢は延宝三年（一六七五）七面山参道に影向坊を開基し、影向石の社（現在の七面山奥之院）を建立、八月八日には七面山敬慎院明神本宮、幣殿、拜殿など一式を建立しているが、その資金の調達に甲駿兩國を巡って道俗を勸化しているのである。さらに七面山登山口の神力房四代法源日流の代に、学禅院日逢は七面社の古材を以って三間四面の堂を造立している。

通師が延宝七年（一六七九）二月十一日、谷中瑞輪寺において遷化されるが、通師は遺状を残して遷化されたので、その遺状を披見したところ、そこには飯高学室の先聖一円日脱上人を後住に請待致す可き旨が認められており、一山衆徒の内にて恵性院等は宗門先哲古老数多きにも係らず、末学の日脱一人を推定することは不可なりとする考えを示

し、後董問題に紛糾をみるこゝとなる。

一山は脱師を後住と認める遺状派と、之に反対する圖取派即ち先規の法式に依り空前にて可否を決すべしとする一派とに割れるのである。両派の主張は全く相反し、氷炭相容れざる論旨を以て糾紛騒然、容易に決しなかつたが、九月十二日龍口法難会の当日、評定所へ二十九世日蓮上人已下両派の代表者召されて寺社奉行の評定を仰ぐこととなつた。その結果、日蓮上人をはじめとする反対派は配流追放の刑となり、遺言状の如く日脱上人が祖山へ瑞世することとなつた。

その時、賛成派の筆頭に立ち、前法主蓮師を相手として一步もひかなかつたのが通師門人の学禅院日逢であつた。身延衆徒として賛成派として訴訟に及んだのは、日逢の他に頭妙院（境師門人）、正法院（境師門人）、大林房（通師門人）、麓坊（通師門人）を始め外五十八名、並びに通師弟子として修玄院、良叔、嶺海（遠沾亨師）、是寛を始め外五十三人、総員百二十名であつた。

三、脱省亨三師の諸堂建立

日脱上人の治績の中で目立つたことは、貞享四年（一六八七）八幡宮の古跡に祈禱堂、番寮、廊下を建立し、天下安全妙法弘布の爲め、三十六人の僧侶を置き、昼夜不断にも妙典を誦誦せしめたことがあげられる。

日本国中に祈禱所が多くあるといえど、不断に経王を誦誦したのは祖山だけであつただらう。この堂宇建立と共に、山内各所に三十六ヶ房を建築造立したことは空前の壮観といわざるをえない。

脱師は池上日玄と共に、谷中感応寺などの非田不受不施派を上訴することによって徐々に身延配下を増やしていく

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

が、配下が増えると同時にそれらの寺々に協力を要請することによって、祖山の伽藍を一新していった。その大功に依り元禄六年五月六日東山帝より紫衣を下賜せられることになる。

脱師が延山の狛座にある十九年間に、数多くの堂宇が建立されているが、その中に後董問題に功績のあった日逢の名をみることは出来なかった。通師時代の諸堂建立に関し、何ヶ所にも名を列ねていた日逢であるから、脱師の代にはさらにその力を發揮したのではと想像できるのであるが、「諸堂建立記」等の記録には残っていないからである。

身延山高座石の祖師堂に祀られている祖師像は、唐銅金像にて等身大よりさらに大きな像であるが、その台座に元禄十年（一六九七）七月廿八日と銘記されている。脱師開眼のこの祖師像は、もと奥之院に祀られていて、その後約十年後の宝永五年に古宮殿が久遠寺大堂より下がってきた折に、妙石坊に祀られるようになったと伝えられているが、古宮殿にはいる前は高座石の石の上に座していたといわれている。台座は石の上になつられるべく造られたかのように切り込みがある事から、最初から高座石の石の上に座すように江戸にて造られたものが、一時何らかの形で奥之院にまつられていたとも考えられるのであるが、それを明らかにする資料は今のところみられないのである。

脱師が元禄十一年（一六九八）九月二十二日に谷中瑞輪寺に遷化した後、延山三十二世に晋山したのは、水戸檀林より入山した智叔省師であった。今回この考察をすすめるにあたり妙石坊境内地を再調査した結果、新たに次の事蹟を発見した。妙石坊には六老僧の墓が建っているが、その事は「諸堂建立記」中に示されているものの、建立された年月日については詳かにされてはいなかった。しかし六老僧の墓の脇に立てられている石塔三基に刻まれた文字を調査したところ、一本には元禄十二年五月十三日書写・石経・列衆とあり、その下には列衆とみられる数多くの僧侶の名が書き込まれていた。その中の一人覚林坊日俊とは覚林坊十六世一行院日俊であり、一行坊の開基でもある。

この僧も名僧伝の中にあげられた一人である。一行院日俊は、大聖人廟前にて妙經五千部を誦誦したる信心強情な僧であり、脱省亨三師の時代に山内にて活濯した一人であり、その後見龍日裕身延山三十四世から本尊¹⁵を授与されている。

又、もう一基の石塔¹⁶には、やはり元禄十二年五月十二日、命日満首題千五百万遍とあり、石経供養をしたとあるのだが、残念ながらその開眼供養施主の名は欠けている為に判明できない状態である。さらに六老僧の墓と高座石祖師堂の間に、自然石の碑が立てられているが、その表には石経墳、元禄十二年とまでは読み取れたが、その下の教多く書かれている文字については三百年の歳月の為、風雨にさらされて判読出来ない状態であった。しかしその書かれている内容については、石経墳ということから、「窮年に学禅院日逢道俗を勧め銭を窮民に与え石を捨はしめて妙經を書写し此処に石塔を起つ」という内容であったと思われる。時の法主日省上人は高座石を発願し、諸人をして帰敬せしめることとなるが¹⁷、高座石の開基は山本坊十八世学禅院日逢妙石庵造立主法蓮世財を捨て当房永代相読せしめんとを求む願主¹⁸ 日逢道俗を感心して本尊を授る者也とあるのだが¹⁹、この省師の本尊は今はない。

日省上人の時代に敬神坊、石割稻荷社が造立されている²⁰。これらは智寂省師が学禅院に与えた授与本尊から学禅院日逢の発願ということがわかる。又、影現七面社幣殿、拜殿も再建されているが、この発起主も学禅院日逢と記録にはある²¹。

元禄十四年（一七〇一）九月十二日に建立された唐銅燈籠が高座石の前に現存するが²²、そこには三十二世日省の判形はあるものの、同坊開基の学禅院日逢の名は見られないのである。実際に僧俗を勸化し建立費用を勸募せしめたのは役僧である学禅院日逢らであったのだろうが、やはり代表は時の法主でもあるところから名が残っていないものと

想像出来るのである。

その学禅院日逢も宝永四年（一七〇四）九月十五日七十四歳を以て遷化。この年に遠沾院日亨上人は三十三世の法灯を継承し、京都岡崎満願寺より晋山されたのである。遠沾亨師は脱師晋山の折、その門人として賛成派にいた一人であった。一円脱師の時に祖山賜紫の事があり、つづいて省師代にも紫衣の勅許の栄に浴しているが、日亨上人の時に至りて永紫衣着用の勅許を賜わり、祖山の面目は愈々盛んになると同時に伽藍の再興新建立も進められていった。

宝永三年（二七〇六）十月十三日、身延山高座石の祖師堂が新建立されるが、そのことについて遠沾亨師の書かれた棟札が現存している。本願主学禅院日逢上人、存生発起宮殿者往古大堂二有之改造之後移此堂とあるように、学禅院は二年前の宝永元年に遷化しているが、生前に古宮殿を高座石に移すことを発願していたことがわかるのである。亨師は宝永七年（二七二〇）六月十七日、身延山開闢会を肇めるが、さらに正徳二年（一七二二）には宿房の定二十ヶ房他四ヶ房計二十四ヶ房を各門流の登山参詣の際の宿院と制定せるに至り、祖山は宗門の中において総本山たる位置にあることが明らかになっていった。

遠沾亨師が各地の報恩講中に授与した曼茶羅は宗宝調査の中でも数多く発見されているところだが、糸久先生はその本尊を仮に報恩講曼茶羅と称し、久遠寺の執事等の役僧が甲州、駿河、又江戸へと出ていき、祖山の諸堂整備の爲の施主をつのり、勧募していき、その御礼に本尊を授与しているとも考えられるのではとの個人的見解を示している。

学禅院日逢もその役僧の一人であり、執事として勸化に甲駿地方を歩いた僧である。法主のように表舞台に出るわ

けではないが、祖山脱省亭三師の時代に陰になって活躍した僧がいた事を報告し今回の一考察としたい。

註

(1) 一影向石ノ社」

学禅院日逢立^ツ小社」

(身延山諸堂記)

(2) 七面山

一明神本宮^{三間半二四間} 再建^{四四間}

一幣^{殿二間半二四間} 同^{四四間}

一拝^{殿六間二四間} 同^{七四間}

一廊^{下二間二四間} 同^{二通り有之同}

一御供屋^{三間四方} 同^{三間}

一庫^{裏六間半二八間半} 再建^{九四間}

一池太神宮^{七尺二間} 同^{二四間半}

一隨身門^{二間半二四間半}

一鐘^{堂九尺四方}

一客^寮 再建^{八四間}

一籠^{屋二字} 同^{二四間半}

右一式第三十世通師代建立通師本尊宮殿」之内張有之七面社造營遷座之時収之延宝」三之卯年八月上旬八日 日通 判形
此時執事^{山本房}代」学禅院日逢巡^{甲駿西国}勸^{化道俗}」 (身延山諸堂記)

(3) 一神力房」

境内四畝廿七步除地正徳一壬辰年迄百廿七年也」開基法意十三年在任一間一間ノ小屋立之 二代徳順」十五六年石様 三代
昔^之于今有^之

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

法榮卅五年作三間四間庵故^レ為^ル開山^ニ 四代法源日流廿七年代学禪院日達以^テ三七^ニ面社古材木造^ル三間四間堂奉^ル安置三寶明神^一

(身延山諸堂記)

(4) 遺状派の主張を見るに(一)既に遺状確定するにも係らず、漫りに私情を以て之に反対し闖取の異議を主張するは、日脱身延住持に不適當なるか、又日通の行為卒勿なるか。脱上は京関東能化職殊に本山立本寺住職たるを以て見るに相応の仁なること明らかなり。通師が脱師を選定せること決して卒勿に非ず。然るに闖取にするは不可なり。(二)身延の寺は寺中坊頭諸末寺の住持等時の上人支配は古法則なり。殊に後住の儀は当住の選定に依り来りし事、(三)通師の遺状遺言に候補二三人認め有らば闖取も可なり。然るに脱上一人を定めらるるを闖取にせしは遺状の破毀となり、一面には一宗諸山に於ける遺状無効の濫を来すものなり。故に古規先例並びに其影響する所大なるを以て通上遺状の如く仰付らるべきこと。

(身延山史一四九頁)

(5) 反対派の主張は(一)先規の法式に依り宝前にて可否を決すべし。殊に境上遺言に奠筵二師を認めありし時闖取に依り日奠上人を請じたりし先格あり。我等は仏祖の内証に叶ひ当れる場合は先後輩を簡はず承引す。(二)如何に名匠たりとも仏祖の内証に叶はず闖に当らざる時は眞首として仰ぎ難し。(三)通上は日達上人の補弟として祖山に晋みしにも拘らず、先々住筵上在世なるに一往上人に相謀らずして後輩を決せるは不審なる事、(四)通上遺言状文言日境遺状に相似たること不審なる事、(五)身延寺法に對し異議を主張するは不可なるも既に闖取の先例あるに似つて不儀ならざる事、(六)後住撰定を当住の計となすの御朱印並びに寺法なし。故に当住の自由に任ず可からざる事、(七)一人闖取の先例は日達上人奠上の遺言なりしも之を闖にて請待せし事例あり、(八)遺状破格の悪例を醸すといふも、人情と仏祖の照鑑と同様に致し難き事、並びに一宗諸山の闖取の先規茲に相破るる事、(九)学禪院・大林房・麓房・山本房の四人は通師の門人にて近年「衆徒」となれるもの、顕妙院・正法院の二人は境上の弟子として、境上遺言先代闖取の儀承知なるに通上に奉公して先例を破るは師敵たる事、(十)闖取の先例あるを以て我等の邪儀に非ず、隠居日達上人の書状にも日脱仏祖の内証に叶はざば闖に當るべし、此已後住僧は末代迄飯高・中村・小西の三談所の能化より晋山するに際し碩学名匠五十三人撰出して闖にて相定めば依怙最負の沙汰相絶え山水永々の紛糾を根絶するに可なりとあり。

(身延山史一五〇頁)

(6) 一、久遠寺住持日通及^ニ死期^一以^テ飯高学室隱居日脱^ニ可^ク為^ル後住^ニ之旨遺状載^ス之^ヲ、江府三ヶ寺江も其段申達之間、日脱入院奉^ル願^ニ之由学禪院等申^テ之旨証文無^ク紛事

一、身延住持職如^ク日境・日奠・日達之例^ニ於^テ、仏前^ニ取^リ闖^ク可^ク相定^ム由^テ、惠性院・慈雲院等雖^モ申^テ之穿鑿之上今度証拠^ニ難^ク成^ル

所、欲申様之条不屈事

一、御遺状定後住者、依估最負難計之間、後代迄為法為山之条、向後仏前之圖奉願之由、身延隱居日蓮申之、雖然、圖相定之儀諸寺諸山無其例、况又新規之企甚曲事候、日脱事、今度日蓮相尋候處、久遠寺住持相慮之由申之、然上ハ日通遺状旁以有謂之處、圖方非識申出非僧徒之所行候、日蓮儀双方江加異見無事可相調之所、却而致荷擔、圖方弥申察候儀、不似合隱居仕方候、仍之日蓮儀ハ御預ケ、惠性院・法性院・鏡像院・真如院・本心院・惠林房右六人ハ御追放、慈雲院・覺林房・武井房・円台房・禪定房右五人此度之為張本之間、遠島被仰付候者也。

延宝七年己未十月四日

(身延山史一五二頁)

(7) 顯妙院日兼上人の事。境師門人で亨師より贈号を受るとある。覺林房の十四世であるが、反対派に覺林房とあることから、當時は定林坊の十二世であつたと思われる。因みに十三世孚澄院日乘大徳、十四世通遠院日融大徳、十五世智照院日權大徳ともに通師の門人とある。(房跡録)

(8) 正法院日運上人、竹之坊十八世中興、境師弟子正運庵開基とある。(房跡録)

(9) 大林房十五世、大林院日誠大徳か? 通師弟子とある。(房跡録)

(10) 十九世、顯了院日盛上人、通師弟子一老職、志摩坊十一世高雲庵江閑居五世也。(房跡録)

(11) (房名) (場所) (施主)

瑞光房 上ノ山 松平下総守消長母、瑞光院菩提ノ為建立ス。始メ覺王房、後改ム

芳心房 同 松平相模守光仲室芳心院日春夫人

慶雲房 同 酒井遠江守母慶雲院日通夫人

長安房 同 幸阿弥与左衛門覺樹院日良

妙応房 同 松平下総守消長母儀妙応院日威夫人

法蘭房 同 江戸浄心寺日念上人

消玉房 同 施主不詳

忍脱房 同 施主不足ニ付、脱師自ら建立

貞俊房 同 御本丸梅の方侍女妙香院貞俊日玄夫人

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

春光房	上ノ山	御本丸梅の方妙梅院春光日恵夫人
円光房	同	永見新左衛門
春窓房	東谷	稲葉美濃守息春窓日芳
清閑房	同	小河原内藤与兵衛（清閑・妙閑）
顕成房	同	楮根正行寺隠居顕成院日照上人
宗幸房	西谷	江戸長崎屋平左衛門（宗幸・妙幸）
中山房	同	加賀守侍女中山女
宗賢房	同	野沢弥右衛門・伝五右衛門
仙台房	中谷	仙台陸奥守室萬壽夫人
実道房	稲荷	河原口村清九良右衛門
見塔房	棚沢	見塔院妙蓮日宝夫人
真善房	同	稲葉石見守真善院大寿日賢
松玄房	同	吉原渡辺市郎右衛門松久院日茲
仁浄房	同	紀伊大納言室天真院妙仁日雅夫人
芳春房	同	中川佐渡守奥局芳春日悟夫人
信了房	同	京欲賀作十郎信了院日源
本学房	同	落居本照寺隠居本学院日栄上人
渋谷房	同	駿河大宮町渋谷平兵衛外三人
妙善房	同	江戸某、円盛院日修
常栄茶	南谷	精進川佐野五兵衛常栄日正
観松房	同	八代前島三郎右衛門
浄蓮房	同	富士郡滑八良右衛門
高雲房	醍醐谷	今村伝三郎室高雲日心夫人

長松房 田代 松平隠岐守母長松院日栄夫人

清權房 同 仙石越前守政明室清權院日浄夫人

宗林房 同 江戸木内七兵衛

長寿房 同 中川佐渡守久恒

(12) 繪旨

身延山久遠寺者為、日蓮法華一宗之大導師故、著紫衣、令參内宣施大乘經王之法威、特奉祈、国家安全宝祚延長、者、依天氣、執達如件

元禄六年五月六日

右中井

妙法華院住持日脱上人御房

(身延山史一六〇頁)

(13) 神田鍋町御鑄物師太田□守藤原正儀作とある。又、台座には、江戸浅草東中町講中五拾人、大黒屋喜兵衛、紀伊國屋忠右衛門、若松屋茂兵□、江戸富澤町七日講、十二日講、十三日講等の名が見られる。又、通玄院殿菩提、本空院殿日智光照大姉等回向される靈位が刻まれているが、聴聲院妙寿日量の脇に元禄十一年四月十五日とあるのは、追刻されたものと思われる。その他、天下泰平國□安全、參詣之衆中硯当二世大願成就祈者也の文字が読み取れる。

(14) 杉之坊□□、覚林坊日俊、清水坊日□、南延坊日蔵、本善坊日□、麓坊、宗賢坊、仏寿坊、蓮信坊、観松坊他が読み取れる。覚林坊日俊は十六世一行院日俊。清水坊は通師の弟子遠光院日説か、麓坊は本寿院日栄大徳か、蓮信坊は日定院日具か、いづれも房跡録中、遷化年月日等から推定。

(15) 右側には奉讀誦妙經五千部成就又塔頭祖廟前永代毎日不退讀誦其施僧料甲金一百両細在日智師之其人也列吾山評定座已至番日役勤且兼帶下曾相料京立本寺來流圓明寺聖跡

左側には彼寺亦感其此等功及有志誠心而今預許聖號於吾山以勵生生修善之勞勲焉授與之一行房一行院日俊上人享保二丁酉年十一月二十八日とある。本尊の裏には、市川角太郎ヨリ本尊巻福、魚住日甲求之とあるが、日甲とは清水房三十二世、松井坊歴世事遠院日甲ではないかと思われるが、なぜ妙石坊にあるのかは疑問。

(16) 元禄十二年五月十三日、當山発心者 石経供養、命日満首題千五百万遍、右以善根二世所願成弁之処 開眼供養施主……と読みとれる。

江戸中期における請堂整備について(奥野)

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

(17) 六老僧塔在「此所」

窮年元禄十三年庚辰年学禅院日逢勤、道俗元禄十三年庚辰年与「銭窮民」令捨石書写妙経、収此処起石塔、

卅二世日省師元禄十三年庚辰年正月十三日夫高座石発願使「諸人楊敬、

(18) 開基者山本坊十八世学禅院日逢 妙石庵造「立主法蓮求令捨世財、当房永代相統、願主」了達予感心之授与本尊者也」

（身延山諸堂記）

(19) 一稱荷大明神二間并拜殿在狐町、二間半

社并拜殿元禄十三庚辰年十一月朔日 日省判「

再興発願主学禅院日逢 社并宮殿再興「美道房日修正徳元 辛卯年五月成就其ノ年」八月廿三日ノ大風ニ皆破損ス」

神像ノ座并宮殿正徳二壬戌年再建」

別当ノ房四間ニ六間元禄十四辛巳年成就日省師ヨリ「学禅院日逢江授与之本尊有之」

(20) 一影現七面大明神三間四方外縁三尺五寸

并幣殿一間半二間 外縁三尺五寸 拜殿二間半三間半

本小社也三十二世省師代勤「化諸方、新建立」本願人簡板掛之每月有「祈禱」

棟札元禄十四年 辛巳十一月廿九日 日省判形「ウラ番ニ大工棟梁池上軍人宗重 宛起主学禅院日逢 以上」

(21) 灯籠の胴部分が六面に分かれており、一面には南無妙法蓮華経 日省花押

後の五面は妙法蓮華経になつていて、妙には

元禄十四年

奉勤読妙経五百部

奉勤唱首題十万余

奉往詣月参卅六度

右所願成就日勤世財於十方

檀越謹建唐銅灯籠一基以

折自他俱安同皈常寂者

九月中流二日

法、蓮、華の各面には先師の名並びに題目施主等の名が連なっている。その中から読み取れた主なものをあげると、延山廿六祖智見院日邇聖人、同廿七祖通心院日境聖人、延山西谷楳林能化智性院日邇聖人、滝谷妙境院日義、最教寺日示聖人四谷戒行寺慧淡院日乘、牛込清隆寺日邇、駒込法輪寺秀字とある。又、傘の部分には、覺林坊十六世一行院日俊の名が刻まれており、山内からも参画していたことがわかる。

経の面には、

武江浅草玉泉寺下本願主動修院自覚日了

奉納唐銅灯籠一基身延山高岩石祖師大菩薩御宝前

同神田鍛冶町鑄物師奥田出羽大丞長廣作

とある。

② 祖山の永紫衣勅許

一円脱師の時祖山賜紫の事あり。次いで省師紫衣勅許の榮に浴せり。然るに宝永三年日亭上人の時に至りて永紫衣着用の勅許を賜はるに至れり。祖山の面目又甚愈々盛んなり。

常紫衣奏請奉書

甲斐国身延山久遠寺常紫衣被_レ仰付_二候、勅許有_レ之候様
伝奏衆迄可_レ被_レ申達_二候、恐々謹言、

宝永三丙皮 四月五日

井上河内守正岑判

大久保加賀守忠増判

稻葉丹後守正通判

秋元但馬守喬朝判

土屋相模守政直判

松平紀伊守殿

(身延山史一六九頁)

江戸中期における諸堂整備について(奥野)

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

(23) 一田代高座石ノ祖師堂三間半三間庵三間半二八間 号、妙有庵、

日亨代保永丙戌年江戸講中新建立禮札有之奉行僧観

静房日諦大工棟梁池上宮内宗次一

金像ノ祖師ハ初ハ安置與院後移此堂一

宮殿ハ本在、祖師堂、三世臨攝代大文四乙巳年西ノ房日格一日亨代

宝永五 戊子 年宮殿改造、後古宮殿移此一 堂從江戸講中出金十兩成古宮殿施主一

立師親礼 身延山萬葉石祖師堂新建立施主言一 結標山本願主孝御院日蓮聖人存生発起宮殿者住古大堂二有之二改造之後移此堂維時宝永三丙戌年十月十三日一奉
行僧観静坊日諦大工棟梁身延門前池上宮内宗次一 （身延山諸堂記）

(24) 宿房の定（下房）

林蔵房 立本寺（京都）、大石寺（京土）經王寺（堺）海淨寺（信州）本妙寺（中山）

山本房 弘法寺（葛岡）妙頭寺（京都）了仙寺（伊豆）感応寺（駿州）海源寺（海考名）実相寺（備後）

隅之房 七ヶ圍六条門徒、妙了寺（甲州）

端場房 丹後但馬当門徒、本隆寺（京都）妙純寺門中（相州）本国寺（下山）

窪之房 蓮永寺、本覚寺、海長寺（駿州）妙満寺（京都）本妙寺門中（下野）長法寺（堺）

竹之房 本門寺（池上）本土寺、妙本寺（比企）正法寺（小西）妙興寺（野州）

松井房 誕生寺、妙覚寺門徒、諸門徒（參州）本禅寺（京都）本成寺（内房）

清水房 妙頭寺門徒（京都）妙成寺（紀州）雲雷寺、海宝寺、成正寺（大阪）、法要寺（周防）

南之房 玉沢門徒、水戸諸門徒、孝勝寺門中（仙台）感応寺（伯州）

下之房 妙法寺（越後）養珠寺、法音寺（紀州）遠妙寺（甲州）

北之房 本成寺門徒（越後）岡宮門徒（駿州）

樋沢房 妙光寺門徒（上総）感応寺門中（東京）鷲山寺門徒、広昌寺（讃岐）

大林房 当門徒古末寺（江戸）法輪寺（奥越）妙蓮寺（京土）遠照寺、長源寺（信州）東金門徒（上野）

武井房 諸国京妙覚寺門徒、本陽寺(信州)

杉之房 立正寺(休息) 国前寺(芸州) 妙顕寺門中(佐野) 本立寺、大法寺(八王子)、宝清寺(小川)

志摩房 諸門徒(遠州) 妙法寺(小室) 要法寺(土佐) 妙蓮寺門徒(京都) 長遠寺(信州) 常諦寺(駿州)

岸之房 本門寺(富士) 法華寺(富士) 要法寺(京都) 鏡忍寺門中、本遠寺(大野)

定林房 本能寺(京都) 長遠寺(甲州) 弘妙寺(信州)

覚林房 本門寺門徒(京都) 妙伝寺、本覚寺(和豆) 当門徒(尾州) 玉伝寺、浄水寺、(相州) 諸門徒(近江)

法靈房 諸門流(江州) 諸門流(佐渡) 六条門徒、根本寺、妙宣 寺、実相寺、妙照寺、聴法寺(甲州)

右二十房の外

西之房 碑文谷法華寺門中

麓房 信立寺(甲州)

円台房 実相寺門中(駿州) 蓮乗寺(駿州) 本立寺(相州)

大乘房 浄光寺(会津)

(身延山史一七六、七頁)

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

一六六三	寛文 三	日 奠	七月二日 法春日陽にあて本尊授与。奉唱首題三百部（北之坊に現存）
一六六四	〃 四		
一六六五	〃 五		
一六六六	〃 六		
一六六七	〃 七	二十九 日 建	十月二十三日 廿八日 日 奠化す。（67） 隆源日蓮妙顕寺より晋山。
一六六八	〃 八		
一六六九	〃 九		六月十五日 鷲峰日詳（西谷檀林六祖奥之院祖師像再興願主、妙顕寺池上代々）化す。
一六七〇	〃 十		
一六七一	〃 十一		
一六七二	〃 十二	三十 日 通	寂遠日通、池上本門寺より三十世に晋山す。
一六七三	延宝 元		
一六七四	〃 二		
一六七五	〃 三		学禪院日逢七面山参道に影向坊開基（影向石の社を建つ） 八月八日 七面山敬慎院明神本宮幣殿拜殿など一式建立 日通判形 此時執事山本坊歴代学禪院日逢甲駿兩國ヲ巡テ道俗ヲ勸化ス 神力房四代法源日流代学禪院日逢七面社ノ古材木ヲ以テ三間四面ノ堂ヲ造ル
一六七六	〃 四		
一六七七	〃 五		

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

一六七八	延宝六		
一六七九	七	三十一日脱	二月十一日 通師瑞輪寺に化す(66) 二月二十六日 日通の遺状を祖山で披見(後重粉料の因) 日脱晋山。
一六八〇	八		十月十日 宗祖四百遠忌
一六八一	天和元		
一六八二	二		
一六八三	三		
一六八四	貞享元		この年、日脱、三十六折構堂を新建立し昼夜に妙経を誦誦せしめる。
一六八五	二		「貞享元甲子歳九月板行之田舎遠国参詣発心勤者也」左殿下部「洛陽妙信院法悦」とある。
一六八六	三		
一六八七	四		この年、日脱発願折構堂三十六坊成り不断に妙経を誦誦せしむ。
一六八八	元禄元		
一六八九	二		この年、日脱、池上日玄、谷中感応寺など非田不受不施派を訴う。
一六九〇	三		
一六九一	四		四月二十八日 幕府非田新義の禁令を発す。
一六九二	五		
一六九三	六		五月六日 東山帝より紫衣参内勅許の繪旨を賜る。

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

一六九三	元禄 六		五月十五日 宗恵日明代 身延山高座石の罅口 施主江戸伊勢屋廣田八郎右衛門
一六九四	" 七		十一月七日 七面山参道に感井坊を建立。
一六九五	" 八		
一六九六	" 九		
一六九七	" 十		正月 <small>丁丑</small> 十九日 題目塔 <small>左山道右七面</small> 施主 妙信院法悦 七月廿八日 唐銅祖師台座
一六九八	" 十一	三十二 日省	九月二十二日 日脱谷中瑞輪寺に化（73） 十二月十三日 智寂日省、水戸檀林より
一六九九	" 十二		三十二世に晋山（62） 書写・石経・列衆（五月十三日）命日満首題千五百万遍（五月十三日）六老僧の塔此所に在り。
一七〇〇	" 十三		正月十三日 三十二世日省高座石発願、学禅院日逢経石墳を建つ。十二月 敬神坊、石割 稲荷社造立。
一七〇一	" 十四		六月二六日 智寂省師紫衣勅許。十一月 形現七面社幣殿・拜殿再建（発起主学禅院日逢）
一七〇二	" 十五		九月十二日 高座石前唐金灯籠省師判形。
一七〇三	" 十六		
一七〇四	宝永 元	三十三 日亨	九月十五日 山本坊十八世学禅院日逢化す。（74）遠沾日亨京都岡崎満願寺より晋山。 松樹庵祖師堂。

江戸中期における諸堂整備について（奥野）

一七〇五	宝永二			
一七〇六	〃三		四月五日 日享、身延常葉衣の繪旨を江戸城にて受く。	
一七〇七	〃四		十月十三日 身延山高座右祖師堂新建立施主 江戸一結講中、本願主 学禪院日逢上人。	
一七〇八	〃五		五月一日 妙石坊二世宗善日頭（祖堂建立願主）化す。五月九日 祖師堂宮殿等新造宮。	
一七〇九	〃六		一月一日 一行坊開基一行日俊祖廟前読誦妙経全部の願を立つ。	
一七一〇	〃七		六月十七日 身延山開闢会を肇む。十一月十一日 宗祖御廟守の寮妙福庵。	
			往古より之有と雖、巧壊する故に亨師自分の志を以宝永八年の春地を開河水を避ける為の	
			石を以て之を築き一式新に建立す。	
一七一	正徳元			
一七二二	〃二		四月松樹庵祖師堂、敬神坊稻荷大明神像座・宮殿。	
一七二三	〃三	三十四日裕	六月五日 見龍日裕小湊誕生寺より三十四世に晋山す。	
一七二四	〃四			
一七二五	〃五		一月二十八日 芳春坊三世観静坊日誦化す。	
一七二六	享保一			
一七二七	〃二		見龍日裕、一行坊開基一行日俊に本尊授与。（自読妙経五千部八角堂常経甲金百両納主）	